

栗山町地域防災計画概要

本町の地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定等において町防災会議が作成（修正）することとされており、予防、応急、復旧等の災害対策等を目的とした計画です。

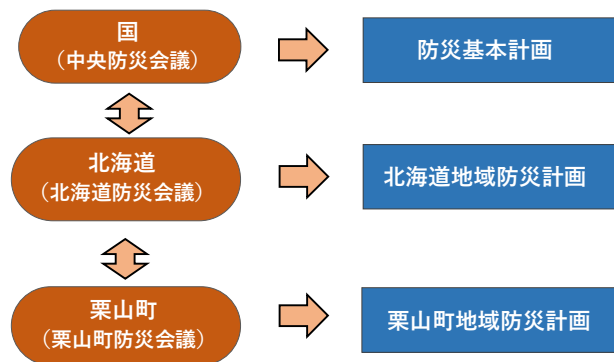
本計画は、主に北海道地域防災計画の修正内容を反映するとともに、男女共同参画など多様な視点を反映させており、地域の実情に即した計画としております。

第1章 総則

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市町村が地域の実情に即して作成する計画であり、栗山町地域防災計画では、災害予防、災害応急対策および災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が本町における防災に万全を期すことができるよう、住民の生命、財産などを災害から保護するための事項を定めています。

なお、本計画は随時検討を加え、必要があると認めるときは修正を行います。

【防災計画の関連性】



■計画の推進

本計画では、「減災」の考え方を基本に、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えるとともに、指定地方行政機関・自衛隊・北海道・警察機関・町・指定公共機関・指定地方機関・公共の団体および防災上重要な施設の管理者に係る事務・業務を定めています。

また、町民の安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業所等が自ら取り組む「自助」、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、町民および事業所の基本的責務についても定めています。

○町民の基本的責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立った備えや防災活動への協力などに努める。

また、男女共同参画や多様な視点がある事を相互に理解し、防災活動に努める。

○事業所の基本的責務

事業者は、日常的に災害発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、防災関係機関等が行う防災対策に協力する。

第2章 栗山町の概況

本計画においては、昭和7年9月に発生した風雨・地震災害からの被害状況等を記載しています。

第3章 防災組織

防災に関する組織およびその運営、災害に関する情報および気象予報並びにその伝達等に関する事項を定めています。

また、女性や高齢者、障がい者の防災に関する意思決定や防災の現場への参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制の確立について定めています。

■防災会議の組織

防災関係機関、地域における生活者の多様な（男女共同参画・子ども）視点を反映するため、女性や高齢者、障がい者などの参画した体制の確立に努めること定めています。

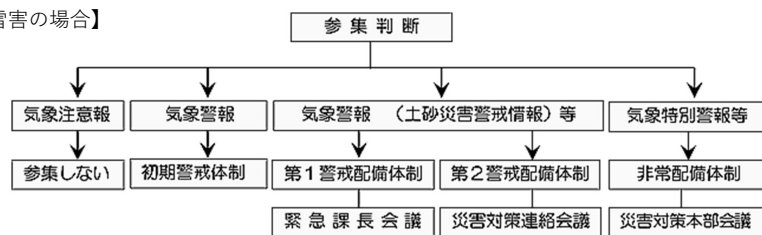
■町の災害対策組織および職員配備体制

災害の予防、応急対策および復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、緊急課長会議・災害対策連絡会議・災害対策本部の内容や設置基準、町職員の配備計画、配備基準等、配備体制、非常参集、勤務時間外・休日等の連絡体制、町長の職務代理について定めています。

【地震の場合】



【風水害・雪害の場合】



第4章 災害予防計画

災害発生または拡大の未然防止のため、関係機関による防災対策の検討等を通じた災害時に向けた対応や、構築した関係を持続的なものにするための訓練・研修のほか、円滑な災害応急対策および災害復旧に資する事業者との物資供給等の協定締結といった協力体制の構築などについて定めています。

■防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員および町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進について定めています。また、地域の防災活動における男女のリーダーを育成し、様々な意思決定の場における共同参画について定めています。

■防災訓練計画

様々な状況下（厳冬期・夜間など）における防災の知識および技能の向上と、町民に対する防災知識の普及および啓発を図ることを目的とした、防災訓練について定めています。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等、いわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることを定めています。

【訓練の種類】

訓練名	内 容
水防訓練	消防機関の動員、水防工法、水防資材および機材の輸送等、町水防計画に掲げる訓練
消防訓練	消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、通信の統制・広報・情報連絡等の訓練
避難訓練	水防訓練または消防訓練とあわせて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練
避難所開設・運営訓練	防災関係機関と町民等が連携した避難所の開設や運営に関する訓練
炊出し訓練	防災関係機関と町民等が連携した各避難所における炊出しの訓練
災害通信連絡訓練	気象警報の伝達、災害発生状況報告、被害報告等の伝達訓練 地震情報の伝達並びに災害情報の収集および報告の訓練
非常参集訓練	本部各班員および消防機関の参集訓練（勤務時間外に災害が発生した場合において、災害に対処するために必要な人員を早期に参集し、防災活動体制を確立するための訓練など）
防災総合訓練	防災関係機関と町民等が連携を図り、総合的な訓練（地震動警報、地震情報の伝達、災害救助、避難活動など大規模地震等を想定した総合訓練など）
防災図上訓練	各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施

■物資の調達・確保および防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において町民の生活を確保するための食料や、女性や乳幼児等の要配慮者へ配慮した物資等の確保、および災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための、防災資機材等の整備などに関する事項を定めています。本町においては、災害時における応急活動を円滑に行うため、平時より災害時に備え食料・生活必需品等の確保を目的に、備蓄体制の整備を図るため「栗山町災害時備蓄計画」を策定しています。

■避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画を定めています。本町では、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、年2回、名簿および登録台帳の追加・更新等を行っています。なお、名簿情報に基づき、より有効な避難行動に繋げる個別避難計画の策定に努めます。また、指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難と判断した場合の避難場所を確保するため、4カ所の高齢者・障害者施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。

■水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、または被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した「栗山町水防計画」に定めています。

■業務継続計画の策定

町および事業者が、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めることを定めており、本町においては、役場周辺で震度6強の地震が発生したことを想定した業務継続計画を策定しています。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報伝達、避難対策、災害発生時の防御、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画を定めています。

■災害広報・情報提供計画

町および防災関係機関が、被災者等への情報伝達に関する計画を定めています。本町では、緊急告知FMラジオや防災情報メール等を活用した情報提供を行うこととしています。

■避難対策計画

災害時において、町民の生命・身体の安全、保護を図るため実施する避難措置に関する計画を定めています。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、状況に応じ必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行うとともに、避難先

となる避難所の開設、避難者の収容等を行います。なお、避難所開設・運営に関しては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとしています。

【避難情報と住民が取るべき行動】

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報（避難情報）
警戒レベル5	・命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル3	・危険な場所から高齢者らは避難	高齢者等避難

【指定避難所】

No.	避難所名
1	カルチャープラザ
2	スポーツセンター
3	栗山小学校
4	児童センター
5	オオムラサキ館
6	総合福祉センター
7	栗山高等学校
8	中里団地集会所
9	ふじ団地集会所
10	栗山中学校
11	北海道介護福祉学校
12	角田小学校
13	農村環境改善センター
14	南部公民館
15	継立小学校
16	円山地域文化センター

【福祉避難所】

No.	福祉避難所名
1	ガーデンハウスくりやま
2	くりのさと
3	泉徳苑
4	ハローE N J O Y

■廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等の処理業務に関する計画を定めています。本町においては「災害廃棄物処理計画」を策定し、実施することとしています。

第6章 地震災害対策計画

地震災害を予防するための防災訓練計画、液状化災害予防計画などの災害予防計画、災害が発生した場合の応急措置、避難対策などの災害応急対策計画、地震災害による公共施設等の復旧など災害復旧計画について定めています。

第7章 事故災害対策計画

「道路災害」「危険物等災害」「大規模な火事災害」「林野火災」などの大規模な事故による被害（事故災害）について、防災対策の一層の充実強化を図る、予防および応急対策を定めています。

第8章 災害復旧・被災者支援計画

被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案した、計画的な災害復旧や災害に伴い生じた廃棄物の適切な速やかな廃棄物処理、被災者等の生活再建に向けた、住まいの確保や生活資金の援助等のきめ細かな支援について定めています。